

滋賀県農業・水産業温暖化対策行動計画意見に対する対応について

意見		意見に対する対応
箇所	内容	
1 P7 緩和策の推進	飼料用米に関する記述はあるが、県内で、多くの水稻農家が取り組んでいる麦・大豆についての記載が無いが、環境緩和策には向かないのか。	ここでの飼料用稲等は、地域内流通(地産地消)を図ることで輸送エネルギーを削減することをねらいに記載しており、麦・大豆については、多くが県外流通するため含めていません。
2 P7～8 緩和策の推進	水稻について、現在「環境直接支払交付金」の取組メニューで幾つか実施されているが、米価が低迷している中と労働力が不足している生産現場に於いて、現状からの伸びがあまり期待できないように感じる。また長期中干し(メタン削減)の取組が全体の7割も占められている中で、温暖化対策推進の観点からは他の取組への推進強化を図る政策が必要と考える。	「環境直接支払交付金」で様々なメニューを用意していますが、比較的取組やすい長期中干しに多く取り組まれています。地域の特性などを考慮し、他の取組についても実施可能なものについて推進をしていきます。
3 P9 緩和策の推進	飼料用米・WCS・野菜の推進とはあるがその具体的な方法が計画されていない。	具体的な方法等については、「滋賀県農業・水産業基本計画」、「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」に記載していますが、両計画を踏まえ、「 <u>「麦・大豆の不適地等への飼料用米の作付推進や、稲わら回収、稲WCSの作付推進による飼料自給率の向上や、水田等を活用した野菜生産の推進により農産物の輸送エネルギーの削減を図ります。</u> 」に修正します。
4 P10 農村地域における再生可能エネルギー等の導入	「営農型太陽光発電」や「風力発電」について、取組をするのかしないのか、県としてはっきり明記することはできないか。	「営農型太陽光発電」については、優良農地の確保と再生可能エネルギーの活用促進の両立から制度化されましたが、電気買取価格も下がり、今後の普及が望めないことや、エネルギー政策としての要請も受けていないことから計画には掲げません。 また、「風力発電」については、本県の適地が山間部を中心とした地域に限定され、また、良好な地域でも立地面で制約を受ける地域が多いことから、農業水産分野での取組は進めまていません。
5 P11～12 適応策(水稻)	「みずかがみ」は現在一定の評価は得られてはいるものの、長期的な計画に於いては新品種の開発を更に急ぐべきである。	農業技術振興センターにおいて、食味と外観品質に優れる新品種の育成を進めています。
6 P13～14 適応策(麦・大豆)	麦については、県下水田の約3割を占める畑作物であるので、JAとの連携と流通を考慮し早急に品種の選定と転換を望む。	農業技術振興センターにおいて、品質・収量ともに優れ、かつ秋播性が高く、耐病性を有する品種の選定に取り組んでいます。
7 P13～14 適応策(麦・大豆)	大豆については、近年干害による品質低下また収量不足になっている。かん水等は土地改良区との連携も必要なので技術と並行して実施を願いたい。	各地域において、土地改良区等と連携しながら取組を進めます。

		意見	意見に対する対応
	箇所	内容	
8	P14～15 適応策(果樹)	果樹、日焼けによる品質劣化や高温による果肉障害も年々増加傾向にある。果実被覆袋の検討や需要傾向に応じた品種選定を望む。果肉障害対策は具体策を早急に検討願いたい。	試験研究機関において、高温適応性品目・樹種の導入についての検討を開始しております。また、ナシ等果肉障害対策の検討についても行っております。
9	P15 適応策(茶)	茶については、取組として、晩性優良品種の育種による霜害リスクの回避が必要ではないか。また、干ばつ被害対策は、施設がなければ物理的にかん水は不可能であると考え。改植等気候変動の影響に適応する茶園づくりの推進が必要。	育種は国や指定場所で取り組まれており、煎茶やかぶせ茶として有望な晩生品種も出てきており、茶園改植の際はこれらの品種の導入をするよう誘導しています。また、かん水の施設が無くても少量のかん水で干ばつを回避できる技術を既に成果として報告しており、干ばつが危惧される状況においてはその成果が現場に伝えられるよう対策をとっております。
10	適応策(その他)	温暖化の進行による農畜産物や魚介類への影響について、有害鳥獣の個体数の増減の関連性はないか。	鳥獣の個体数増大の一要因として、温暖化に伴う少雪による自然死の減少が指摘されていますが、気候変動との直接の因果関係等は明らかになっていません。 現時点では温暖化とカワウ増加の関係は、明確に把握されておらず、水産分野に関して温暖化の影響がないことを確認していますが、今後も引き続き、影響を把握する必要があると考えています。
11	P19 水産分野の対策	現在、水産多面的機能発揮対策事業などでも、琵琶湖環境や漁場回復の取組を実施されているが記載されていない。	現時点では温暖化と漁場環境悪化の関係は、明確に把握されていないため、水産多面的機能発揮対策事業の記述はしていません。また、現時点では水産分野に関して温暖化の影響がないことを確認していますが、今後も引き続き、影響を把握する必要があると考えています。
12	P19 水産分野の対策	琵琶湖漁業の漁獲は全盛期の昭和50年代と比較して、1/10～1/20と著しく減少しており、その原因は定かではないが、琵琶湖の全循環の遅れの他に、温暖化に伴う湖底環境(水質)の悪化や水温上昇による水草の繁茂等への影響は考えられないか。	現時点では温暖化と水草繁茂等湖底環境の悪化の関係は、明確に把握されておらず、水産分野に関して温暖化の影響がないことを確認していますが、今後も引き続き、影響を把握する必要があると考えています。
13	P20 計画の推進体制	計画の推進体制に関して、温暖化対策については広域(全国)で取組む事項であるから、近隣府県との調整も必要と考える。	農林水産省で、毎年、普及指導員や行政関係者向けの「地球温暖化影響調査レポート」が作成されています。また、平成28年度より農政局、気象台、各府県等からなる「近畿地域農業気象協議会」で意見交換等を行っています。
14	P20 計画の進行管理	検証について、進行や活動の進捗状況の把握だけでなく、品質劣化や収量調査の方法を具体化し農業共済組合への申告だけに頼らず、現場状況の調査を望む。	毎年、各農業農村事務所の普及指導員を通じ、「地球温暖化に伴う農業生産への影響に関する実態調査」を実施しています。
15	その他	温暖化による農産物への影響は農家所得にも直結し、今後も大きな課題となっていくと考える。	ご意見のとおりで、今後も大きな課題となっていくことが考えられることから、計画は平成42年度を終期とする長期のものとし、今後の国等の動向を踏まえながら、計画を見直して行きます。